

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知＜平成29年度包括外部監査の結果報告書（高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について）＞

処理及び再発防止策等を必要とするもの7件

【A 措置済／実施済】 基準日までに再発防止策等を実施したもの 4件
 【B 措置済／決定済】 再発防止策等を基準日までに実施することを決定したもの 3件

平成30年2月28日現在

| No. | 部 | 課 | 分類 | 事業名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「処理」状 況 | III 「措置（再発防止策、改善策）」内容 | IV 「措置」状 況 |
|-----|-----|---------|----|------------------------|--|---|-----------|---|------------------|--|------------------|
| 1 | 福祉部 | 総務監査課 | 指摘 | 高齢者生活支援ハウス | 収入申告書の記載誤り | 平成28年度に指定管理者に提出された「収入申告書」を閲覧したところ、本来控除すべきではない配偶者控除38万円を誤って記載し、利用料の階層認定が誤っているものが発見された。 正しい階層認定に基づく利用料の追加徴収と、今後の再発防止のため、事例の蓄積及び記載マニュアルの作成を検討する必要がある。 | 23 | 正しい階層認定により利用料を再計算し、徴収不足となった69,355円を指定管理者が利用者から追加徴収した。 | B：処理済 ／決定済 | 利用料算定の参考資料（国県通知）を指定管理者に送付した（平成29年12月）。 利用料算定の際はその算定資料を総務監査課が確認したのちに、指定管理者が決定することとした。また、市が利用料算定マニュアルを作成し、指定管理者と情報共有する予定。 | B：措置済 ／決定済 |
| 4 | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 指摘 | 生活管理指導短期宿泊事業及び緊急短期入所事業 | 高齢者緊急短期入所事業申請書の未入手 | 平成28年度に作成された、「緊急短期入所決議書」を閲覧したところ、入所の際の決議書が未作成、かつ、「豊田市高齢者緊急短期入所事業申請書」（様式第1号）及び「健康診断書」（様式第2号）の原本が未入手のものが1件発見された。 緊急に入所が必要な場合であっても、事後的に「豊田市高齢者緊急短期入所事業申請書」の作成を依頼する等、「豊田市高齢者緊急短期入所事業実施要綱」第6条及び第9条に則った手続を行う必要がある。 | 30 | 平成29年10月25日に対象者宅を訪問し、状況説明のうえ、申請書を記載していただいた。ただし、健康診断書の原本は見つからず、現時点での再取得は難しいことから、経緯を付し、記載していただいた申請書と、施設で保管していた複写の診断書で事後的に事務処理を行った。 | A：処理済 ／実施済 | 平成29年10月16日に、当該担当者のみでなく、緊急保護に携わる職員全員で今回の指摘事項を共有し、要綱を閲覧することにより事務処理の重要性を再確認した。 対象者の生命を第一に保全するため、事務が事後的になることも多い。平成29年11月1日以降は、事務処理状況を担当長が適宜確認することとした。 また、利用料の決定の際には利用決定行為の文書番号を加えた利用者名簿を添付し、申請からの一連の書類を付した形で決裁することを徹底した。 | A：措置済 ／実施済 |
| 5 | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 指摘 | ひとり暮らし高齢者等登録制度 | ひとり暮らし高齢者等登録申請書（兼避難行動要支援者同意確認書）記入事項の不備 | 「ひとり暮らし高齢者等登録申請書（兼避難行動要支援者同意確認書）」の「民生委員記入欄」に、支援区分の記入がないものがあった。支援区分が明確にされていないと、的確な支援を受けられない可能性があるため、「ひとり暮らし高齢者等登録申請書（兼避難行動要支援者同意確認書）」の記入の不備の有無について、提出時に確認し、不備がある場合は追加で記入を依頼する必要がある。 | 32 | 今回指摘のケースは、申請時点において支援が不要であると当該欄を記入する民生委員が判断して支援区分を記入していないことを、平成29年7月31日に確認し、申請書に「支援不要」と補記した。 | A：処理済 ／実施済 | 「ひとり暮らし高齢者等登録制度」は、65歳以上の単身世帯であれば現在支援が不要な場合でも申請することができるため、支援区分のいずれにも○が記入されないケースがある。「ひとり暮らし高齢者等登録申請書（兼避難行動要支援者同意確認書）」を受理する際に支援区分が空欄の場合には、支援不要であるのか記入漏れであるのかを必ず民生委員に電話確認することを平成29年7月31日から行い、支援不要の場合は申請書に補記することにした。また、登録決定の文書決裁時にも、未記入欄がないかを担当長が再度確認することをルール化した。 | A：措置済 ／実施済 |
| 13 | 福祉部 | 障がい福祉課 | 指摘 | 福祉車両運行事業（移送サービス） | 福祉車両運行事業者から提出された実績報告書添付資料間の不整合 | 負担金の計算根拠となる利用料収入は、実績報告書に基づいて計算しており、直接利用者に利用の有無を確認しているわけではないため、実績報告書に記載されている内容を正として負担金の計算を行う以上、実績報告書の記載内容の正確性を担保する上で、少なくとも、実績報告書添付資料の整合性を確認する必要がある。 | 53 | 平成29年10月30日に、受託者に対し、走行距離の転記及び計算を確認した上で報告するよう指示するとともに、所属として毎月受け付ける実績報告書の整合性を確認し、継続することとした。 | A：処理済 ／実施済 | 平成29年11月8日から、前月の実績報告書における走行距離が、添付された会員輸送記録における該当日の走行距離の合計と整合することについて担当者が検算を実施した上で、所属として確認することとした。 | A：措置済 ／実施済 |
| 27 | 福祉部 | 総務監査課 | 指摘 | 有料老人ホームの設置運営への指導 | 有料老人ホーム立入調査資料の事前準備の徹底 | 「有料老人ホーム立入調査資料」については事前にチェックしてもらうだけでなく、指導監査の前日までには、市へ一度提出してもらうなどの方法を取り、監査を受ける体制が整っているかを事前に確認すべきである。また、実地調査が実施できなかった場合は、後日改めて該当の施設について立入調査を実施すべきである。 | 107 | 平成28年度に立入調査を実施できなかった2施設について、1施設は平成29年8月29日に実施した。 もう1施設については、平成28年度の併設介護事業所の実地指導で現地確認はできており、事業者の負担を考慮し、次回の併設介護事業所の定期実地指導と同時に実施する。 | B：処理済 ／決定済 | 立入調査当日の確認作業を効果的かつ円滑に行うため、また、日頃の事務処理や事業所運営についてセルフチェックすることで自己を振り返り、サービスの質の向上に向けた気付きの機会とすべく事前チェックを依頼している。万が一事前チェックできていない場合も、施設内の確認や聞き取りの順序を工夫することで、当日に自己チェックしてもらい立入調査に影響のない体制を整えている。 | A：措置済 ／実施済 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | 事業名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「処理」状 況 | III 「措置（再発防止策、改善策）」内容 | IV 「措置」状 況 |
|-----|---------------|-----------------|----|------------------------------------|--|--|-----------|---|------------------|--|------------------|
| 36 | 生涯 活躍 部 | 市民活 躍支援 課 | 指摘 | 高齢者ク ラブ活動 の支援 | 地区高齢者クラブ 連合会の実績報告 書のチェック方法の 見直し | 地区高齢者クラブ連合会の平成28年度の実績報告書をサンプルで確認したところ、1つの地区高齢者クラブ連合会の実績報告書に、不明瞭な領収書（別事業のものや、同一事業年度内ではあるが日付が事業開催日と比べると明らかにおかしいもの）が添付されていた。 市としては、各連合会に対して説明会を開催して報告書作成の指導や、記載例や留意点をまとめたものを配布することにより、より精度を上げるための働きかけを実施している。今後も引き続きこのような働きかけを実施するとともに、前年度のチェック時に精度に問題ありと感じた連合会については時間をかけてチェックするなど、精度に合わせた対応をすべきである。 | 126 | 今回指摘された領収書は、いずれも補助対象であったため、補助金の返還の必要はない。 指摘があった地区には、平成29年8月に対象地区代表者に対し実際の書類を双方で確認しながら指導した。 あわせて同月、全地区高齢者クラブ連合会の実績報告書に添付されている領収書を全件確認した結果、他地区では同様の事例はなかった。 | A：処理済 ／実施済 | 平成30年2月2日開催の地区高齢者クラブ連合会事業補助金説明会において、監査での指摘事項について説明し、注意喚起した。 日付や領収書の添付場所が適切かどうかを、3月の書類事前確認や4月の申請書提出受付の際に、市職員がチェックシートを使用し、確認する。 | B：措置済 ／決定済 |
| 41 | 環境 部 | 清掃業 務課 | 指摘 | 日常生活 衛生管理 支援事業 ふれあい 収集 | ふれあい収集の中 止に関する決定通 知書の未送付 | 「豊田市ふれあい収集実施要綱」第13条第2項に従い、ふれあい収集を中止するときは、豊田市ふれあい収集の中止に関する決定通知書（様式第3号）を対象者に送付するべきである。また、電話連絡することにより送付を不要とするのであれば、「豊田市ふれあい収集実施要綱」第13条第2項の見直しが必要である。 | 134 | 平成30年4月1日より「豊田市ふれあい収集実施要綱」第13条第2項を見直し、第13条第1項第3号に該当する場合のみ送付するように変更する。（平成30年3月22日方針決定） | B：処理済 ／決定済 | 「豊田市ふれあい収集実施要綱」第13条第2項の見直しに合わせ、他の条文・様式についても実態に合ったものに改正する。（平成30年3月22日方針決定） | B：措置済 ／決定済 |

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知＜平成29年度包括外部監査の結果報告書（高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について）＞

処理を必要とするもの 41件

【A 処理済／実施済】基準日までに処理を実施したもの 14件
 【B 処理済／決定済】処理を基準日までに実施することを決定したのも 27件

令和3年10月1日現在

| No. | 部 | 課 | 分類 | 事業名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「処理」 状況 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-----|---------|----|----------------|--------------------------|---|-----------|--|------------------|-----------------|
| 2 | 福祉部 | 総務監査課 | 意見 | 高齢者生活支援ハウス | 入所者の現況確認の実施 | 現在、入居後に利用要件に該当しているか否かの判定は行われていない。より適切なサービスの提供を行うため、定期的に入所者の現況確認を行うことが望まれる。 | 27 | 平成30年3月20日に、半年に1回（1月と7月を目的）、指定管理者による現入居者についての利用判定会議を実施することとした。平成30年9月11日に利用判定会議を開始した。（7月を予定していたが、書類の準備に時間を要したため、初回の会議は9月開催となった。） | A：処理済／実施済 | 令和元年6月30日 |
| 3 | 福祉部 | 総務監査課 | 意見 | 豊田市稲武福祉センター | 設備の保守点検の必要性 | 平成28年度の「指定管理者事故処理表」を閲覧したところ、稲武福祉センター老人デイサービスセンターにおいて特殊浴槽の手すりが経年劣化したことによる事故が報告されていた。平成22年にリース契約期間が満了し、再リース契約を結んだ際、保守点検委託契約の更新を行っていなかったため、平成22年5月から6年にわたり保守点検が行われていなかったとのことである。再リースの際にも保守点検付の契約とする必要があった。 なお、平成28年度までは旧地域福祉課が所管し、平成29年度から総務監査課の所管となっており、平成29年6月に特殊浴槽の入れ替えの際に、保守点検付のリース契約を結んでいる。 | 29 | 平成29年11月に、特殊浴槽を設置している所管施設（旭、小原、下山、藤岡）について、保守点検契約又は保守点検付のリース契約を締結していることを確認した。 | A：処理済／実施済 | 平成30年2月28日 |
| 6 | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 意見 | ひとり暮らし高齢者等登録制度 | ひとり暮らし高齢者等登録者名簿の保管方法の明示 | 「ひとり暮らし高齢者等登録者名簿」について、個人情報保護の観点から、例えば、自治区には、会館がある場合は会館の鍵付きの書庫又は金庫での保管をお願いする、民生委員には、原則自宅の鍵付きの金庫での保管をお願いし、自宅に鍵付きの金庫がない場合はそれに準ずる場所での保管をお願いする等、具体的な保管方法について明示することが望まれる。 | 36 | 「ひとり暮らし高齢者等登録者名簿」は毎年6月に更新し、関係者に配布している。次回の名簿更新時に保管方法について鍵付きの金庫、それに準ずる場所での保管をお願いする旨説明資料に明示することを、平成30年2月23日に決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 7 | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 意見 | ひまわり懇談会等事業 | ひまわり懇談会の不参加者に対する記念品の配布 | 平成28年度のひまわり懇談会の実施報告書に添付されている「収支決算書」を閲覧したところ、「ひまわり懇談会等事業補助金交付要綱」別表（第6条関係）に基づき、不参加者に対しても記念品の配布を行っていた。ひまわり懇談会の不参加者に対する記念品の配布の必要性について、検討することが望まれる。 なお、平成29年度の「ひまわり懇談会等事業補助金交付要綱」の改正により、不参加者への記念品の配布は行わないものとされている。 | 38 | 平成29年4月1日施行のひまわり懇談会等事業補助金交付要綱の改正により、平成29年度から不参加者への記念品の配布は補助対象外とした。 | A：処理済／実施済 | 平成30年2月28日 |
| 8 | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 意見 | ひまわり懇談会等事業 | ひまわり懇談会に係る試食代の上限記載方法の明確化 | 平成28年度のひまわり懇談会の実施報告書に添付されている、「収支決算書」を閲覧したところ、イベント代の内容に、「試食会650円×6名＝3,900円」との記載があるものがあった。「平成28年度補助対象経費内訳・上限額の算出方法」によると、1地区開催の場合の試食代の上限は、800円×5食と記載されており、総額4,000円を上限としてとらえれば問題はない。しかし、1人800円までかつ5食分までを上限ととらえると、収支計算書は上限を超える6食分の費用を報告していることになる。 「補助対象経費内訳・上限額の算出方法」について、読み方によって判断が分かれる記載方法は不適切であるため、分かりやすい記述に修正することが望まれる。 | 39 | 平成30年度から、試食の上限は「1食800円かつ5人分まで」とし、これについて平成30年3月28日に実施する補助金説明会で周知することを平成30年2月23日に決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 9 | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 意見 | ひまわり懇談会等事業 | ひまわり懇談会等事業の在り方の見直し | 当事業の本来の目的を達成するため、今後、より多くのひとり暮らし高齢者が参加できる活動の在り方を検討することが望ましい。 例えば、年1回のイベント型ではなく、月1回、民生委員がひとり暮らし高齢者を集めて歓談を行う等、サロン型の活動を行うことも一案である。 なお、平成29年度から、「民生委員環境改善委員会」にて、実態調査に基づき、地域の実情に合った支援の在り方について検討を行っている。 | 41 | 民生委員環境改善委員会の答申を基に、平成30年度中にひまわり懇談会等事業の在り方について検討をして制度の改正を行い、平成31年度4月1日から新制度を実施している。 改正により、支援を要する住民と繋がり社会的孤立を防止する事業へと補助対象事業を拡大し、民生児童委員の地区協議会が、ひまわり懇談会・ひまわり活動に限定されず地域の実情に合った事業を主体的に進めることを可能にした。 | A：処理済／実施済 | 令和元年6月30日 |
| 10 | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 意見 | ひまわり懇談会等事業 | 第6期計画における評価指標の見直し | 第6期計画では、評価指標として、「ひまわり懇談会参加者数」を設定しており、平成28年度の実績は目標を達成しているが、「ひまわり活動対象者数」については、2年連続（平成27年度及び平成28年度）で目標を下回っている。 第6期計画のひまわり懇談会等事業の評価指標は実態にそぐわないため、計画の見直しの際には、評価指標の見直しが望まれる。 例えば評価指標として、ひとり暮らし高齢者等のひまわり懇談会等の参加率とすることも一案である。 | 45 | ひまわり懇談会等事業の制度変更に伴い、受益者もひとり暮らし高齢者から拡大する可能性があるため、ひまわり懇談会に関する評価指標は設定しないことを平成29年12月1日に決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | 事業名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「処理」 状況 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-----|---------|----|--------------------------|-----------------------------|---|-----------|--|------------------|-----------------|
| 11 | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 意見 | 避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化 | 第6期計画における評価指標目標値の見直し | 第6期計画における評価指標として、対象者数に対する同意者数の割合である「避難行動要支援者名簿登録率」を設定しており、2年連続（平成27年度及び平成28年度）で目標を上回っている。さらに、②ひとり暮らし高齢者等登録者に占める同意者の割合は平成27年度は98.9%、平成28年度は99.2%と、ほとんど同意している状況である。 第6期計画の避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化の評価指標は前述の登録方法の見直しにより達成されており、実態にそぐわなくなったため、評価指標の目標値の見直しが望まれる。 | 47 | 平成30年度からの第7期計画においても、「避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化」を展開する事業に掲げるが、これまでの啓発活動等で高い同意が得られているため評価指標は設定しないことを平成29年12月1日に決定した。 生涯学習出前講座等の活用を促進することにより、避難行動要支援者名簿制度や共助による支援体制づくりのポイントを地域住民に解説し、さらなる防災力の強化を図っていくこととする。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 12 | 福祉部 | 障がい福祉課 | 意見 | 福祉車両運行事業（移送サービス） | 福祉車両運行事業の在り方の見直し | 一部の利用者による利用の偏りは、不正や意図的なものではなく、結果的なものであると考えられるが、専用車両の利用のほとんどが、一部の利用者による利用であるというものは、事業として不健全であると考えられる。 そのため、当事業の要否も含めて、他の外出支援サービスによるニーズの充足の可能性も含め、今後の事業の在り方を検討することが望まれる。 | 51 | 包括外部監査の指摘に基づき、平成30年4月1日から同じ人が1週間に2回以上利用する場合、予約の受付期間を従来は最大13日間としていたものを6日間短縮し、利用希望日の7日前からとすることを、同年2月23日に決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 14 | 福祉部 | 障がい福祉課 | 意見 | 福祉車両運行事業（移送サービス） | 第6期計画における評価指標の見直し | 第6期計画における、福祉車両運行事業に関する評価指標は、「福祉車両運行事業延べ利用回数」が設定されており、平成27年度は実績が目標を上回っているが、平成28年度は実績が目標を下回っている。 当事業は、事前に登録した者の通院、買い物等での外出を支援するものであり、利用回数が目標に達していないからといって、事業の目的が果たせていないと判断できるものではなく、評価指標としてあまり適切とは言えない。 第6期計画の福祉車両運行事業の評価指標は実態にそぐわないため、計画見直しの際には、評価指標の見直しが望まれる。 例えば評価指標として、予約電話をした者の予約可能率を目標にすることも一案である。 | 53 | 平成30年4月1日から施行される第7期計画において評価指標を見直し、移送サービスの内容及び事業展開に係る記載に留め、評価指標を設定しないことを、平成29年11月16日に決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 15 | 福祉部 | 障がい福祉課 | 意見 | 福祉車両運行事業（移送サービス） | 運行事業者が契約している福祉車両の自動車保険内容の確認 | 福祉車両の運行は、運行事業者と協定を締結して実施しており、交通事故等による責任は、全て運行事業者が負うものとされている。 負担金の中に、自動車保険料を含めて支払っており、市は自動車保険料の金額については把握しているが、自動車保険の内容については把握していなかった。 福祉車両の運行委託先が加入している自動車保険の補償内容が十分であることについて、保険証券のコピー等を取り寄せて確認することが望まれる。 | 54 | 平成29年12月4日、車両を管理している運行事業者から自動車保険証券の写しを取り寄せ、いずれの車両とも対人及び対物賠償の上限額が無制限であるなど、補償内容が十分であることを確認した。 | A：処理済／実施済 | 平成30年2月28日 |
| 16 | 福祉部 | 障がい福祉課 | 意見 | 福祉車両運行事業（移送サービス） | 最新の名簿の運行事業者への提供 | 障がい福祉課では、「登録申請書」に基づき、表計算ソフトにて利用登録者の名簿を作成し、数箇月に1度住基ネットを利用して登録者の異動を確認しているが、運行事業者と異動情報を共有していない。 当事業は平成14年7月から開始しており、異動情報が共有されていないと、運行事業者は大量の不要な名簿情報まで保管することになってしまう。今後は、少なくとも年に1回は、異動情報を共有する等の対応が望まれる。 | 54 | 平成30年4月1日に、異動情報を反映させた最新の利用登録者名簿を提供することを同年2月28日に決定した。なお、それ以降については、毎年、4月に最新の利用登録者名簿を提供していくこととする。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 17 | 福祉部 | 高齢福祉課 | 意見 | 認知症介護家族会 | 第6期計画における評価指標目標値の見直し及び実績の分析 | 第6期計画における評価指標目標である延べ参加者数は、平成27年度から平成29年度まで、200人で一定となっている。 今後、全国的に認知症患者は増加する傾向にあるため、評価指標目標について、認知症患者数の増加を見込んだ数値への見直しが望まれる。 また、認知症介護家族会に関する第6期計画の評価指標目標である延べ参加者数の実績は、平成27年度は255人、平成28年度は200人と減少傾向にある。延べ参加者数が減少した要因を分析し、次年度の事業の実施に役立てることが望まれる。 | 62 | 第6期計画は平成29年度で終了するため、新たに策定する第7期計画における目標数値の中で検討を進めてきたが、目標数値は限定して掲載することとなり、当該目標においては単なる参加人数が効果測定の数値とはならないことから数値設定はしないことを決定した。 なお、参加者の減少については、認知症介護家族に関わる機会の多い職種（ケアマネジャー、地域包括支援センター）に、開催の周知を図るほか、参加者ごとのニーズを聞き取り、継続して参加しやすいよう個別対応するなどの見直しを行うことを平成30年1月に決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 18 | 福祉部 | 高齢福祉課 | 意見 | ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業 | タクシー料金助成券利用状況の把握 | タクシー料金助成券の地域別等の利用状況を把握し、今後の高齢者の移動支援の在り方の検討に役立てることが望まれる。 | 66 | 平成29年8～9月に、名古屋大学の協力を得て平成28年度のタクシー券の利用状況を調査し、同大学と進めている中山間地域における高齢者の移動手段の検討資料として活用した。 | A：処理済／実施済 | 平成30年2月28日 |
| 19 | 福祉部 | 高齢福祉課 | 意見 | ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業 | タクシー料金助成券の印刷経費削減 | タクシー料金助成券の購入について、高齢福祉課及び障がい福祉課にて調整し、一緒に発注することで、印刷数量が増加し、単価の削減が期待できることから、全体の購入金額の削減を図ることが望まれる。 | 67 | 平成30年1月に高齢福祉課、障がい福祉課及び印刷業者と購入金額削減について協議し、平成31年度分からは、2課分まとめて発注することを決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | 事業名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「処理」 状況 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-----|-------|----|--------------------------|-----------------------|--|-----------|---|------------------|-----------------|
| 20 | 福祉部 | 高齢福祉課 | 意見 | シルバーカー購入費助成事業 | シルバーカー購入費助成券への領収書の未添付 | 平成28年度にシルバーカーを納品した業者から提出された助成券を閲覧したところ、領収書ではなく、商品の受領書が添付されたものが2件あった。 「豊田市シルバーカー購入費助成事業実施要綱」第8条（費用の請求）によると、助成券には、領収書の添付が必要である旨記載されており、領収書を確認しないと、助成者が業者に確かに金額を支払ったことの証明にはならないため、今後同様の事案が発生した場合は、受給者に依頼して領収書入手することが望まれる。 | 70 | 平成29年8月16日購入分以降、受領書ではなく領収書にて対応を実施している。 | A：処理済／実施済 | 平成30年2月28日 |
| 21 | 福祉部 | 高齢福祉課 | 意見 | 養護老人ホーム | 若草苑の老朽化への対応 | 若草苑の老朽化に伴い、施設整備について、対応が求められる事項が多く存在しているが、予算の都合上、全ての整備を実施することは困難な状況である。 例えば、居室南側及び東側の整地並びに雨天干し場の避難用通路整備等、入居者の生命にかかわるような施設の不備につき、危険の度合いにより生命やケガ防止のため追加で予算対応することができるように検討することが望まれる。 | 79 | 現在の整備要望から施設管理者と必要性や優先順位を協議し、避難用通路整備等の予算要求を平成29年10月に実施した。なお、平成30年度から順次整備していく予定。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 22 | 福祉部 | 高齢福祉課 | 意見 | 敬老金贈呈事業 | 敬老金贈呈事業の在り方の検討の推進 | 第6期計画において、事業の見直しの検討を記載し、検討を行っており、平成33年度を目標に結論を出す予定である。 市では、敬老金贈呈事業の見直しが進められているが、引き続き、贈呈基準の見直しや代替策の実施も含め、事業の在り方についての検討が望まれる。 | 84 | 見直しにあたり、市民等への聞き取りとして、行政改革推進課のとりまとめの中で、Eモニター制度を使った意見聴取などを平成30年2月に実施した。今後はこれらの意見や結果も踏まえ、その他団体などへの意見聴取も検討する中で、見直し案や代替事業を整理していくことを同3月に決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 23 | 福祉部 | 高齢福祉課 | 意見 | 介護支援専門員、介護サービス担当者等資質向上研修 | 第6期計画における評価指標目標値の見直し | 第6期計画における評価指標目標及び平成28年度までの達成状況を確認したところ、介護支援専門員資質向上研修の開催回数及び延べ参加者数の実績は、目標を大幅に上回っていた。一方、介護サービス担当者等資質向上研修の開催回数及び延べ参加者数の実績は、目標を下回っていた。 高齢福祉課の担当者に理由を確認したところ、介護支援専門員資質向上研修の開催回数及び延べ参加者数は、地域包括支援センター事業評価制度の導入により、各包括支援センターが数値目標を上げて実施したためであり、また、介護サービス担当者等資質向上研修の開催回数と延べ参加者数は、研修回数や延べ参加者見込を精査し、適正な回数で実施したためであるとのことであった。 したがって、第6期計画の評価指標目標の見直しが望まれる。 | 86 | 第6期計画は平成29年度で終了するため、新たに策定する第7期計画における目標数値の中で検討を進めてきたが、目標数値は限定して掲載することとなり、当該目標の数値設定はしないことを決定した。 なお、研修については、様々な研修があるため、平成29年11月に次年度の実施体制や研修内容を整理し、新たな研修体系を構築していくことを決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 24 | 福祉部 | 高齢福祉課 | 意見 | お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問 | 第6期計画における評価指標目標値の見直し | 第6期計画における評価指標目標及び平成28年度までの達成状況を確認したところ、お元気ですかボランティアの登録者数の実績は、目標を下回るものの増加傾向にあったが、訪問回数の実績は目標を大幅に下回っていた。 お元気ですかボランティア訪問回数について、高齢福祉課の担当者に理由を確認したところ、利用申請者数が少なかったこと、及び目標設定時に利用者一人当たり月2回の訪問を見込んでいたところ、実際には、利用者から月1回の訪問を希望されたことによるとのことであった。 したがって、第6期計画の評価指標目標値の見直しが望まれる。 | 87 | 第6期計画は平成29年度で終了するため、新たに策定する第7期計画における目標数値の中で検討を進めてきたが、目標数値は限定して掲載することとなり、当該目標の数値設定はしないことを決定した。 なお、事業の利用については、利用回数や利用者の増加につながるよう、地域包括支援センターに対し、改めて事業の周知を図ることを平成30年1月に決定した。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 25 | 福祉部 | 介護保険課 | 意見 | すこやか住宅リフォーム助成事業 | すこやか住宅リフォーム助成事業対象の見直し | 介護保険と合わせて給付の上限額が58万円のところ、リフォーム総額が400万円超であり、自己負担として340万円超を支払うほど経済力がある世帯に対して、介護保険制度の枠を超えて市独自の助成の対象としているが、助成の必要性について検討の余地があるといえる。例えば申請時に世帯所得や資産額で制限を設けるなど、本来給付を必要とする住民に対する助成制度となるように再度検討されることが望まれる。 | 104 | 事業内容の見直しについては高齢者専門分科会協議事項のため、現在、部内で見直し内容を検討した結果、令和元年8月9日の分科会で承認に向けて協議することを決定した。 (令和元年6月30日) | A：処理済／実施済 | 令和元年6月30日 |
| 26 | 福祉部 | 介護保険課 | 意見 | ショートステイ空き情報の提供 | ショートステイ空き情報の適時開示 | 市のホームページで確認したところ、当月分の空き情報が公開されている事業所もあれば、前月の空き情報が公開されている事業所もあった。 利用者に空き情報を提供することは、利用者にとっても有用な情報であるとともに、空きがあった場合には、施設側にとっても新しい入居者を早期に確保できる有用なツールとなる。利用者のアンケートの結果を基に今後も引き続き事業の在り方を検討するとともに、継続する場合には、施設側にも有用な情報であることを理解頂き、適時に情報を入手することが望まれる。 | 105 | ショートステイ空き情報の提供は、第7期豊田市介護保険事業計画には位置付けている。 ショートステイ空き情報の提出について、特別養護老人ホームの施設長協議会で呼びかけを行い、今月分以降の空き情報を令和元年6月末日から市のHPへ掲載した。また、HPに掲載した空き情報ファイルの期間をチェックしやすくするため、ファイル名に対象月を付記した。 | A：処理済／実施済 | 令和元年6月30日 |
| 28 | 福祉部 | 総務監査課 | 意見 | 有料老人ホームの設置運営への指導 | 有料老人ホーム立入調査資料の様式の見直し | 使用されている「有料老人ホーム立入調査資料」について、各質問項目に「はい、いいえ」を選択する方法となっているが、「該当なし」の欄がないため、該当しないものがあつた場合には空欄となっている。この様式では、空欄の場合、「該当なし」であるのか、記入が漏れているのか分かりづらい。そのため、「はい、いいえ」以外に「該当なし」の項目も追加し、より分かりやすい資料となるように様式の見直しを行うことが望まれる。 | 107 | 平成30年度当初の実施計画策定時に、調査資料に必要な応じて「該当なし」の欄を設ける予定。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | 事業名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「処理」 状況 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|---------|----|------------------|--------------------------------|--|-----------|--|------------------|-----------------|
| 29 | 福祉部 | 総務監査課 | 意見 | 有料老人ホームの設置運営への指導 | チェックリストの積極的な利用 | 平成28年度に実施した介護施設の指導監査結果を閲覧した結果、市が独自に作成した防災チェックリスト及び衛生チェックリストを任意で用いて監査が実施されていた。人材不足もあり、タイトな日程の中で全てのチェックリストの利用を徹底することは厳しい状況である場合も考えられるが、担当者間で平準化した監査を実施するためにも積極的なチェックリストの利用が望まれる。 | 108 | 担当者間で項目確認の平準化を徹底するため、確認項目を再検討するとともに、注釈を加えるなどチェックリストの様式を見直し、平成30年度から利用する予定。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 30 | 福祉部 | 介護保険課 | 意見 | 介護給付の適正化 | 介護申請から認定までの日数の短縮に向けた取組 | 市の平成28年度の、介護申請から認定までの平均日数は35日と、30日を超えている。市職員は日数短縮のため、努力しているものの、未だ30日を超える日数であることから、例えば医師会へ診断書の提出に関する協力を要請するなどして、今後も介護申請から認定までの日数の短縮に向けて努力することが望まれる。 | 113 | 主治医意見書記載期限を過ぎても意見書が届かない医療機関に提出が遅れている理由を担当者が電話にて早急に確認する。また、平成30年4月から遅延医療機関リストを基に督促回数を増やす等医療機関別対応方法を実施する。平成30年度からは、意見書依頼・督促業務を民間委託することでシステム管理等の民間独自のスキルによる迅速な主治医意見書の回収を図る。(平成29年10月5日契約済) | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 31 | 福祉部 | 介護保険課 | 意見 | 介護職によるたん吸引等の実施 | たん吸引の研修委託先の選定方法の見直し | たん吸引の研修委託先を随意契約としているが、他の医療機関でも実施可能であり、講習についても他の医療機関にて請け負える可能性も十分にあると考えられる。したがって、随意契約ではなく、入札での契約締結の可能性について検討することが望まれる。 | 115 | 研修委託先医療機関において、実地研修の対象患者の減少などから受入れが困難になり、平成30年2月14日開催の豊田市介護職員医療連携研修実施委員会で平成30年度の開催中止を決定。代替えとして、対象患者も多い平成29年の重度対応型特別養護老人ホームの公募に際し、喀痰研修の実施を条件とし、同年11月10日事業者を採択した。そのため、今後は民間主体の研修体制が整備され、豊田市としての事業は終了となる。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 32 | 福祉部 | 介護保険課 | 意見 | 介護職によるたん吸引等の実施 | 研修受講者数の増加に向けた取組 | たん吸引の研修の参加者は、平成27年度に26人、平成28年度に15人と減少している。市としては、事業継続も含めて今後の在り方を検討している最中であるとのことであるが、継続していくならば、介護に従事する関係者に積極的に研修をアピールし、多くの参加者を集めることが望まれる。 | 115 | 研修委託先医療機関において、実地研修の対象患者の減少などから受入れが困難になり、平成30年2月14日開催の豊田市介護職員医療連携研修実施委員会で平成30年度の開催中止を決定。代替えとして、対象患者も多い平成29年の重度対応型特別養護老人ホームの公募に際し、喀痰研修の実施を条件とし、同年11月10日事業者を採択した。そのため、今後は民間主体の研修体制が整備され、豊田市としての事業は終了となる。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 33 | 地域振興部 | 交通安全防犯課 | 意見 | 高齢者の交通安全支援事業 | 高齢者交通安全防犯世帯訪問委託事業者の個人情報管理の徹底 | 平成29年8月に市から貸与されたリストの一部(氏名、年齢及び住所)を書き写したリスト(篠原町在住の75歳以上、67世帯86人分)を紛失した事案が発生し、9月に報道機関発表が行われており、10月から再発防止策を実施している。書き写したリストは各戸訪問に必要なため、個人保管は継続することになるが、継続的に有効な運用が行われることが重要であるため、次年度以降の契約仕様書に明記するなど、継続運用を促し、市側でもモニタリングできる仕組みを構築していくことが望まれる。 | 119 | 平成29年10月から、訪問リストへの書き写し項目を氏名のみ制限し、訪問リストは豊田市シルバー人材センター事務局が管理簿により管理するとともに、交通安全防犯推進員から訪問日の業務終了時に事務局へ確認連絡をするように改善した。また、事務局に対して定期的に管理状況の確認を実施している。 | A：処理済／実施済 | 平成30年2月28日 |
| 34 | 生涯活躍部 | 市民活躍支援課 | 意見 | 生きがいづくり水先案内 | 豊田ヤングオールド・サポートセンターの運営委託費の正確な見積 | 平成28年度の当初の委託費10,057千円に対して、実績は7,629千円であり、2,427千円の委託費の返還がなされている。しかし、平成29年度の委託費は、同額の10,057千円で締結されており、積算過程の精度の高さには疑念が生じる。実績が委託費を下回った場合、委託費の返還が行われるため、市の財政に影響を与えるものではなく、下回った理由(消耗品費の削減等)についても分析されていた。しかし、毎年返還されている事実を鑑みて、当初予算に適切な金額を反映させるためにも、提出された見積書について厳格に検討することが望まれる。 | 123 | 平成30年10月実施の平成31年度当初予算編成時において、平成30年度の事業実施状況を加味した上で委託料計上を行った。 | A：処理済／実施済 | 令和元年6月30日 |
| 35 | 生涯活躍部 | 市民活躍支援課 | 意見 | 生きがいづくり水先案内 | 特技登録制度の登録者数の増加に向けた取組 | 特技登録制度自体は、高齢者の特技をいかして社会貢献する機会を与えるという目的の制度である。しかし平成28年度は新規の登録件数が2件であるのに対して、登録取下げが10件と登録者数が減少しており、同じく活用件数も減少している。取下げの要因は、体調不良等によるものが多く仕方がないといえるが、体験談をまとめた資料の配布や高齢者クラブなどに制度の紹介を行うなどして、制度そのものをより多くの人に周知し、登録者数や活用件数の増加にむけて努力することが望まれる。 | 123 | 高齢者の活躍支援を強化する目的で、平成30年4月から「豊田ヤングオールド・サポートセンター」を「とよた市民活動センター」に統合する見直しを行った。その中で、特技登録制度は、平成30年度から登録対象者を高齢者に限定しない運用を行うことで、高齢者にとっても活動や利用の拡大、多世代交流等につながる取組としていく。なお、平成30年4月に、制度のPRチラシを刷新し、ホームページをはじめ、交流館等に配架し、幅広い世代へ周知を図っていく。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 37 | 生涯活躍部 | 市民活躍支援課 | 意見 | 高齢者クラブ活動の支援 | 単位高齢者クラブの実績報告書に記載された人数の正確性の確認 | 単位高齢者クラブに対して、会員数割交付金や委員等活動費として、人数に応じて交付金を交付しているが、その基礎となる人数については、各単位高齢者クラブから提出される実績報告書に記載された人数を基に交付額を算出している。実績報告書に記載された人数の正確性を確認するためにも、会員名簿の提出を求め、整合性を確認することが望まれる。 | 126 | 単位高齢者クラブへの周知期間を考慮して、平成31年度分から事前説明会で周知を図り、全クラブから会員名簿の提出を受ける。(平成30年2月に方針決定し、平成31年度用説明会資料に記載予定) | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | 事業名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「処理」 状況 | 最終 回答 基準日 |
|-----|---------|---------|----|-------------------------|------------------------------------|---|-----------|---|------------------|-----------------|
| 38 | 生涯活躍支援課 | 市民活躍支援課 | 意見 | シルバー人材センター（高齢者能力活用推進事業） | シルバー人材センター会員数の増加に向けた取組 | シルバー人材センターの会員数は、減少傾向にあり、目標数に達していない。また受注件数も減少しているものの、従来から多数の受注件数があり、シルバー人材センターに対する需要は多くあるといえる。したがって、シルバー人材センターへの登録について、高齢者クラブなどに積極的に働きかけるなどし、今後も会員数の増加にむけて努力されることが望まれる。 | 128 | 公的年金受給年齢引き上げなどの社会的要因により、全国的にシルバー会員の高齢化や会員数が減少している。 そのため、豊田市シルバー人材センターでは会員獲得に向け、対象層のニーズに応える仕事の開拓、確保を進めている。また、新規取組として、平成29年10月15日から年度末までの「入会促進キャンペーン」（「会員紹介カード」の発行と紹介者への粗品の進呈）を実施した。次年度も内容を見直ししながら継続予定である。 平成30年3月末発行の豊田市高齢者クラブ連合会の会報「やすらぎ」109号にシルバー人材センター会員募集の記事を掲載予定。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 39 | 環境部 | 清掃業務課 | 意見 | 日常生活衛生管理支援事業ふれあい収集 | ふれあい収集対象要件の明確化 | 「豊田市ふれあい収集実施要綱」第3条（3）その他「上記に準ずる世帯」について、「豊田市ふれあい収集の概要」に「上記に準ずる世帯とは、世帯員全員が上記（1）又は（2）に該当する複数世帯をいう。」等の注意書を記載することにより、対象者の要件を明確にすることで、要件を満たしていると思い、申請しようとしたにもかかわらず支援不可と判断される高齢者をなくすことが望まれる。 | 130 | 「豊田市ふれあい収集実施要綱」第3条（3）「その他 上記に準ずる世帯」を「世帯員全員が、前2号に該当する世帯」に改める。また申請書（様式第1号）にも同内容を記載する。（平成30年3月22日方針決定） | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 40 | 環境部 | 清掃業務課 | 意見 | 日常生活衛生管理支援事業ふれあい収集 | 収集の一時停止に関するケアマネージャーとの情報共有 | ふれあい収集の収集担当者は、複数週にわたってごみの排出のない高齢者について、清掃業務課の担当者に報告している。事前にケアマネージャーから収集の一時停止の連絡を受けていれば、無駄に収集に向く必要がなかった事例が月1回程度発生している。月1回程度の発生であれば、現状では他の業務に支障を来すほどではないが、今後、ふれあい収集対象者が増加した場合に、同様の事例が増加する可能性がある。 収集の一時停止となる場合に、確実に清掃業務課へ連絡がもらえるよう、ケアマネージャーへの周知を徹底することが望まれる。 | 131 | 豊田市ふれあい収集の実施に関する決定通知書（様式第2号）に、中断時には連絡をするように表示している。平成30年4月1日から現地調査時に同席する親族やケアマネージャーに対し中断連絡を徹底するように指示する。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 42 | 環境部 | 清掃業務課 | 意見 | 日常生活衛生管理支援事業ふれあい収集 | 蓋付ポリバケツの管理方法の見直し | 蓋付ポリバケツは、物品出納簿の記帳を省略している。 しかし、倉庫で保管する蓋付ポリバケツについては、70Lと45Lのサイズ違いのものや新品と再利用品が混在して保管されており、一目で数量を把握することが困難な状況であった。 清掃業務課が倉庫で保管する蓋付ポリバケツについて、少なくとも新品と再利用品を分類して保管し、在庫数が一目で分かるように整理されることが望まれる。 | 136 | 平成29年12月18日、ホワイトボードを購入し、バケツを保管している倉庫に設置した。バケツ、蓋ともに大小、新古の在庫数を記載し管理するようになった。 | A：処理済／実施済 | 平成30年2月28日 |
| 43 | 環境部 | 清掃業務課 | 意見 | 日常生活衛生管理支援事業ふれあい収集 | 現況調査に関する福祉部と環境部清掃業務課との連携 | ふれあい収集対象者の要介護認定の介護度の変更等については、対象者に確認しなくても、市側で把握可能な情報であるため、福祉部と協力して、効率的な現況調査の方法を検討することが望まれる。 また、「訪問収集対象世帯現況届（様式4）」を利用する可能性がないのであれば、様式を削除することを検討することが望まれる。 | 137 | 平成30年4月1日より、介護区分及び障がい者等級について、年に一度、所管課に照会し情報収集する。これにより「訪問収集対象世帯現況届」（様式4）を利用する可能性がないため削除する。（平成30年3月22日削除方針決定） | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 44 | 環境部 | 清掃業務課 | 意見 | 日常生活衛生管理支援事業ふれあい収集 | ふれあい収集の今後の在り方についての福祉部と環境部清掃業務課との連携 | 今後、ふれあい収集の対象者が増加した場合、現状の体制では、旧市内の直営で行っているふれあい収集について、対応が困難になる可能性があるため、福祉部と連携し、今後のふれあい収集の在り方について、検討されることが望ましい。 | 139 | 進展する超高齢社会に対応するため、令和2年度から該当要件を要介護1から要支援2に緩和し、支援の拡充を図り、原則一人暮らし高齢者等の生活環境の維持に努めている。令和元年度までは年間の申請件数が50件程度であったが、令和2年度の申請件数は121件まで増加した。制度利用者が高齢なこともあり入れ替わりが多く、令和元年度末には制度利用件数が168件であったのが、令和2年度末には238件まで増加した。 直営で行っている制度利用者のごみの収集は、収集エリア内に制度利用者が増えれば、その車両が収集を行っている。現在のところ、このルールで問題は発生していない。このため、対応が困難になることは現在のところ想定していないが、この先制度利用者が膨大となった場合には1車が受け持つ収集箇所数を均一にすることや環境パトロール員（不法投棄パトロール員）を活用する等して1車当りの負担を均一にし、制度を維持していく予定である。 福祉部局との連携は、定期的に要件の変更状況の照会を行い、その際に名簿の提供を行うことで、制度利用者の情報共有を行っている。 | A：措置済／実施済 | 令和3年10月1日 |
| 45 | 保健部 | (保)総務課 | 意見 | 健康診査 | 健康診査事業個人負担金免除証明書の有効期限の記載誤り | 返還された発行済の「健康診査事業個人負担金免除証明書」を閲覧したところ、本来1月末とすべき検診の有効期限を3月20日と記載している証明書が数点把握された。 複数検診をまとめて検査する総合がん検診は3月20日期限であり、2種類の有効期限があるため、誤って有効期限が長い証明書を発行してしまったことが理由であるが、発行時のチェックを適切に行うことが望まれる。 | 142 | 平成29年度の個人負担金免除証明書発行から次のように変更済み。 ①有効期限を事前印刷した証明書様式の使用を廃止。 ②受診券発送簿の総合がん検診区分の有無をもとに、発行システムで有効期限を判断して証明書に印字する。 ③システム出力した内容を確認し、申請者に渡す。 （平成29年3月に決定） | A：処理済／実施済 | 平成30年2月28日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | 事業名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「処理」 状況 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-----|--------|----|---------------|-------------------------|---|-----------|--|------------------|-----------------|
| 46 | 保健部 | (保)総務課 | 意見 | 健康診査 | 受診実績の確認体制の構築 | 健康診査やがん検診の受診実績の確認において、実際に受診した内容や事実は、検診票、電子データを市のシステムにインポートし、想定される範囲内のエラーチェックを行い、医療機関に疑義照会した上で修正を行っている。しかし、想定される範囲内のエラーチェック項目以外の受診実績がない請求を発見する体制になっていない。そのため、効率性とのバランスを勘案して、けん制行為を含めた体制を構築することが望まれる。 | 142 | 受診券は、がん検診の無料クーポン券事業分を除き実施年度内は各医療機関での保管としてある。 平成30年度から、不定期かつ無作為に対象医療機関を抽出し、受診券の提出を求め請求内容との突合・確認を行うことを平成30年2月に決定。 医療機関には平成30年8月に通知し、9月から請求内容との突合を行う予定。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 47 | 産業部 | 商業観光課 | 意見 | ソーシャルビジネス支援事業 | 中小企業団等事業費補助金の補助対象経費の明確化 | 当補助金の目的を達成するため、適切に利用される必要があり、これを担保するのが補助対象経費の範囲となる。補助対象経費範囲の判断基準が明確でない場合は、補助金が適切に利用されないリスクがあるため、補助対象経費の判断基準を明確にすることが望まれる。 | 147 | 振込手数料は対象となる旨、内規に明示している。また、賃金は、商業振興委員会において特に必要であると認められたものについて対象とするよう、平成30年4月から運用していく。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |
| 48 | 産業部 | 商業観光課 | 意見 | ソーシャルビジネス支援事業 | 中小企業団等事業費補助金の在り方の見直し | 仮に補助金のみを交付するだけで創業支援等を行うことが困難な場合は、持続するビジネスの創業を支援する目的を達成するため、専門家の助言や経営ノウハウの共有などソフト面の創業支援を取り入れるなどの検討を行うことが望まれる。 | 149 | 補助金の交付だけでその事業者の創業支援等を行うことが困難な場合は、諮問機関である商業振興委員会において、専門家である委員（中小企業診断士、大学教授等）から助言をしていただくことを、平成30年4月から運用していく。 | B：処理済／決定済 | 平成30年2月28日 |